第三十四条の五第一項中「第三十四条の三第一項（納付受託者に対する納付の委託）の規定により国税を納付しようとする者の委託に基づき当該国税の額に相当する金銭の交付を受けた」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、「に当該」の下に「各号に規定する」を加え、同項に次の各号を加える。

一　第三十四条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）（納付受託者に対する納付の委託）の規定により国税を納付しようとする者の委託を受けたとき。

二　第三十四条の三第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により国税を納付しようとする者の委託を受けたとき。

第三十四条の五第二項中「第三十四条の三第一項の規定により国税を納付しようとする者の委託に基づき当該国税の額に相当する金銭の交付を受けた」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「及び交付」を「及び第一号の場合にあつては交付、第二号の場合にあつては委託」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第三十四条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により国税を納付しようとする者の委託に基づき当該国税の額に相当する金銭の交付を受けたとき。

二　第三十四条の三第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により国税を納付しようとする者の委託を受けたとき。

第三十五条第二項中「掲げる日」を「定める日」に改め、同条第三項中「又は第二項（申告納税方式による国税の」を「、第二項又は第四項（同条第一項又は第二項の重加算税に係る部分に限る。）に、「規定によるもの」を「重加算税」に改める。

第六十条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「定める日」の下に「。次条第二項第一号において同じ。」を加える。

第六十一条第一項中「提出した当該申告書」の下に「（次項において「特定修正申告書」という。）」を、「国税に係る更正」の下に「（同項において「特定更正」という。）」を加え、「一に」を「いずれかに」に、「掲げる」を「定める」に改め、同項第一号中「とき。」を「とき」に改め、同項第二号中「この号」の下に「及び次項」を加え、「とき。」を「とき」に改め、同条第二項中「の一」を「に掲げる国税のいずれか」に、「掲げる期間」を「定める期間」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものとして政令で定める更正を含む。以下この項において「増額更正」という。）があつた場合において、その申告又は増額更正に係る国税について期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものとして政令で定める更正を含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に当該修正申告書の提出又は増額更正があつたときは、当該修正申告書の提出又は増額更正により納付すべき国税（当該期限内申告書又は期限後申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分として政令で定める国税に限る。以下この項において同じ。）については、前項の規定にかかわらず、前条第二項に規定する期間から次に掲げる期間（特定修正申告書の提出又は特定更正により納付すべき国税その他の政令で定める国税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。）を控除して、同項の規定を適用する。

一　当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該国税の法定納期限前である場合には、当該法定納期限）の翌日から当該減額更正に係る更正通知書が発せられた日までの期間

二　当該減額更正に係る更正通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づく更正である場合には、同日の翌日から起算して一年を経過する日）の翌日から当該修正申告書が提出され、又は当該増額更正に係る更正通知書が発せられた日までの期間

第六十五条第一項中「第六項」を「第七項」に改め、「割合」の下に「（修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正があるべきことを予知してされたものでないときは、百分の五の割合）」を加え、同条第二項中「場合」の下に「（第五項の規定の適用がある場合を除く。）」を加え、「、同項に」を「、前項に」に、「、当該超える」を「、その超える」に改め、同条第三項第二号中「第六項」を「第七項」に改め、「期限後申告書を含む」の下に「。次項第二号において同じ」を加え、同条第四項中「第一項」を「次の各号に掲げる場合には、第一項」に、「の計算の基礎となつた事実のうちにその修正申告又は更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていなかつたことについて正当な理由があると認められるものがある場合には、これらの項に規定する納付すべき税額からその正当な理由があると認められる事実に基づく」を「から当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第一項又は第二項に規定する納付すべき税額の計算の基礎となつた事実のうちにその修正申告又は更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていなかつたことについて正当な理由があると認められるものがある場合　その正当な理由があると認められる事実に基づく税額

二　第一項の修正申告又は更正前に当該修正申告又は更正に係る国税について期限内申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正その他これに類するものとして政令で定める更正（更正の請求に基づく更正を除く。）があつた場合　当該期限内申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの税額

第六十五条第五項中「があつた場合において、その提出」を削り、「でない」の下に「場合において、その申告に係る国税についての調査に係る第七十四条の九第一項第四号及び第五号（納税義務者に対する調査の事前通知等）に掲げる事項その他政令で定める事項の通知（次条第六項において「調査通知」という。）がある前に行われたものである」を加える。

第六十六条第一項中「割合」の下に「（期限後申告書又は第二号の修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、百分の十の割合）」を加え、同条第二項中「場合」の下に「（同項ただし書又は第七項の規定の適用がある場合を除く。）」を加え、「、同項に」を「、前項に」に、「、当該超える」を「、その超える」に改め、同条第三項中「次項」を「第五項」に改め、「前条第四項」の下に「（第一号に係る部分に限る。以下この項及び第五項において同じ。）」を加え、「同項」を「同条第四項」に改め、同条第六項中「前項の規定に該当する期限後申告書の提出があつた場合において、その提出が」を「期限後申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について第二十五条の規定による決定があるべきことを予知してされたものでない場合において」に改め、「当該期限後申告書の提出が」を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項中「があつた場合において、その提出」を削り、「でない」の下に「場合において、その申告に係る国税についての調査通知がある前に行われたものである」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項の規定に該当する場合（同項ただし書若しくは第七項の規定の適用がある場合又は期限後申告書若しくは第一項第二号の修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでない場合を除く。）において、その期限後申告書若しくは修正申告書の提出又は更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、その申告又は更正若しくは決定に係る国税の属する税目について、無申告加算税（期限後申告書又は同号の修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでない場合において課されたものを除く。）又は重加算税（第六十八条第四項（重加算税）において「無申告加算税等」という。）を課されたことがあるときは、第一項の無申告加算税の額は、同項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第一項に規定する納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。